

外出・外泊・面会等禁止基準

禁止内容： 外出・外泊・面会・医療・介護保険外サービス（自費マッサージ、訪問理美容など）

禁止基準：	禁止期間：
① 『福岡コロナ警報』 基準に基づき、1日当たりの感染者が3日連続40人以上でかつ増加傾向期にある、病床稼働率の上昇等により判断	2週間（予定） ※2週間後に禁止基準を満たしていればさらに2週間延長
② 明らかな市中感染拡大傾向にあり、医療機関が長期休診（5月・12月）を控えている	協力医療機関である原土井病院の休診時期の初日から逆算して2週間前より禁止 （病院の年内最終外来診察が12/30の場合→12/16より禁止） 理由：潜伏期間が2週間とされているため
③ 行政による面会制限指示発出や政府による国民への移動自粛要請 ※今回は、年末年始1/11までの移動自粛要請	政府・行政の要請による期間
④ 全国的に人の移動が増え、面会機会が増えるであろう8月（お盆時期）は別途検討	年末年始やゴールデンウィークを参考に決定

捕捉：

- 通院・往診に関しては、上記制限は設けません。
- 医療系デイケア（医師の管理下にある）や、医療保険・介護保険サービスは上記制限外とします。
- ご本人への差し入れや洗濯物・衣服の入替え等につきましては、玄関にて職員にお渡しください。
- そのほか面会等に関する個別のご相談がありましたら、遠慮なく施設管理者にご相談ください。
- 上記制限期間内に「看取り期」に入った場合など、特別の事情がある場合には、別途、個別に検討させていただきます。
- 住宅型有料老人ホーム入居者の日用品買物は最低限の外出でお願いします。余暇活動を目的とした外出（温泉や外食・旅行など）は、お控えください。

注意：当該禁止措置は、一時的な実施だけではなく、ワクチン等の開発・接種が進み、新型コロナウイルス感染の脅威がなくなるまで、当面継続的に行っていく予定です。



福岡コロナ警報

コロナ警報発動中

12月12日現在

内容	基準	12月10日	12月11日	12月12日
感染者数	1日当たりの感染者が3日連続40人以上でかつ増加傾向	72.7人	85.0人	95.7人
感染経路不明者の割合	1週間当たりの割合が50%以上	41.1% (169人/411人)	35.5% (173人/488人)	34.6% (184人/532人)
病床稼働率	25%以上	26.9% (148床)	29.4% (162床)	33.9% (187床)
重症病床稼働率	25%以上	12.2% (11床)	13.3% (12床)	13.3% (12床)

※ 3日移動平均